

# 日本放送協会 理事会議事録

(2019年12月 6日開催分)

2019年12月27日(金)公表

<会議の名称>

理事会(持ち回り)

<会議日時>

2019年12月 6日(金)

以下の議案について、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事に持ち回り説明した。会長はこれを受けて、原案どおり決定した。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) 「インターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方に関する検討の要請」への対応について

議事内容

## 1 審議事項

- (1) 「インターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方に関する検討の要請」への対応について

(経営企画局)

NHKは、2019年10月15日に、放送法の一部を改正する法律(以下、「改正放送法」)による改正後の放送法第20条第9項の規定、および「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関

するガイドライン」を踏まえて、インターネット活用業務実施基準の変更案（以下、「実施基準案」）の認可申請を行いました。それに対して、総務省は、11月8日に、「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」）を取りまとめ、NHKに対して検討を要請しました。このたび、その検討結果を取りまとめましたので、審議をお願いします。

まず、回答全体の枠組みについて説明します。

検討結果は、基本的考え方の前半部分、「（１）『１．協会の業務に関する総務省の基本的考え方』および『２．業務の実施に当たって留意すべき事項』について」と、後半部分、「（２）『４．NHK案に対する総務省の基本的考え方』について」の２つに分けています。そして、検討結果を示す前に、NHKとして、なぜ常時同時配信と見逃し番組配信を実施する必要があると考えているのかについて、あらためて記しています。記載内容は以下のとおりです。

「協会は、改正放送法を踏まえ、放送と通信の融合が進み、メディアや視聴者の環境が大きく変化する中であって、信頼される『情報の社会的基盤』の役割を果たし続けていくためには、テレビ放送のインターネットでの常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施することが不可欠と考え、その実施を求めてきた。

放送を太い幹としつつ、インターネットも適切に活用し、多様な伝送路で、視聴者のみなさまに、公共性の高い放送番組や情報などのコンテンツを『いつでも、どこでも』受け取っていただける環境を整え、視聴できる機会を拡大していくことは、公共メディアとしての存在意義に関わる重要なミッションだと考える。

インターネット活用業務を、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、放送を補完するサービスとして、その費用を抑制的に管理し、効率的・効果的に実施することにより、受信料の価値を一層向上させていく。」

次に、「（１）『１．協会の業務に関する総務省の基本的考え方』および『２．業務の実施に当たって留意すべき事項』について」の検討結果について説明します。

まず、「業務全体の見直し」についてです。

2020年度収支予算の策定にあたっては、受信料の値下げを実施し

た上で、支出については既存業務を見直し、新規業務を効率的に実施することにより、「NHK経営計画（2018－2020年度）」（以下、「経営計画」）の収支計画の赤字幅を削減する方向で真摯に検討しているとなりました。次期中期経営計画の初年度である2021年度以降に、事業規模の見直しを加速させること、業務委託や施設・設備整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを目指すとなりました。4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を3波に整理・削減するとして、現時点での具体的な考え方を12月中に示すとしています。加えて、音声波の在り方について、非常災害時に果たす役割や民放の動向などを踏まえつつ、公共放送として求められる役割なども考慮し、引き続き検討することを記しました。関連団体の改革については、技術系子会社や制作系子会社の経営統合などの現状に触れた上で、引き続き、既存業務の見直しとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推進することを次期中期経営計画に反映させることを目指すとなりました。

続いて、「受信料の在り方の見直し」についてです。

受信料の値下げを確実に実施し、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準に管理していくとしました。適正な受信料の在り方について、中長期の事業計画や収支見通しを踏まえながら引き続き検討するとしています。

続いて「ガバナンス改革」についてです。

監査委員会の強化やグループ経営に関する内部統制関係議決など、改正放送法を踏まえた対応を改正法施行日までに完了させるとし、グループガバナンスについては、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を高める取り組みを強化することを記しました。業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、関連団体への番組制作委託の目的を明確にした上で、外部プロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めた上で一層広げるなど、番組関係においても競争契約をさらに推進していくことを記しました。子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への

還元の在り方の考え方を明らかにした上で関連団体運営基準に配当方針を明記し、高率での通常配当、特例配当も含め、NHKへの還元を着実に実行するとしました。

次に、「(2)『4. NHK案に対する総務省の基本的考え方』について」の検討結果について説明します。

まず冒頭で、2020年度のインターネット活用業務については、一時的に発生するオリンピック・パラリンピック東京大会の費用を除き、受信料収入の2.5%を費用の上限として実施するべく実施内容を再検討し、必要に応じて実施基準案を修正するとしました。既存業務をはじめ、想定される業務全てについて、聖域なく点検し費用を削減するが、社会的要請を踏まえて、「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」の中で、放送法上の努力義務に関する業務及び国際インターネット活用業務のうち、2020年度新規に行うものについて、円滑な実施を確保するため、予算執行上一定の配慮が可能となるような取扱いが必要と考えると記しました。なお、地方向け放送番組の提供など、必要な業務であり、かつ直ちに実施することが費用の観点から難しい業務については、次期中期経営計画の中で具体化させるという考えを記しました。

続いて、「常時同時配信（受信料制度との関係）」についてです。

受信契約者の利用申し込みを促進するために、常時同時配信等の画面にメッセージを表示しない措置は、実施する場合は受信料制度を毀損しない範囲で抑制的に行うものと想定していましたが、「基本的考え方」を踏まえ、実施しないこととしました。オリンピック・パラリンピック東京大会の際のメッセージ非表示に関しては、オリンピックは民放とのコンソーシアムで、パラリンピックはNHKの単独で、配信権を含む放送権を独占的に取得していることを踏まえ、NHKが放送する競技等を広く提供する責務があることから、地上波で放送する競技とその関連番組に限定して、メッセージを表示せずに同時配信を実施することとしたい、としました。

続いて、「放送法上の努力義務に関する業務」についてです。

放送法上の努力義務に関する業務については、新たに実施が求められているものであることから、今後新規に行う業務について、円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮等が必要なものと考えたと記しました。2つの努力義務のうち「民間放送事業者との連携・協力」に

については、すでに、T V e r を通じた番組配信等を実施していますが、その具体的な内容は、毎年度の「インターネット活用業務実施計画」（以下、「実施計画」）に記載することや、民放の求めに応じて、意見交換の場を検討するなど、二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実施を目指すとしました。もう1つの努力義務、「地方向け放送番組の提供」については、拠点放送局の設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させることとしました。2020年度の地方向け放送番組の配信については、協会が行った意見募集や、放送を巡る諸課題に関する検討会で、地方向け放送番組の配信を求める意見があることや、地域情報の発信の重要性に鑑み、早期に地方向け放送番組の見逃し番組配信サービスの実施を想定しており、実施計画において内容や経費を具体化させることとしました。

「業務の実施に要する費用」についてです。

2020年度のインターネット活用業務は、一時的に実施するオリンピック・パラリンピック東京大会にかかる費用は除き、受信料収入の2.5%を費用の上限として実施するべく実施内容を再検討し、必要に応じて実施基準案を修正することとしました。既存の業務については、利用状況などの分析に基づいて、サービスの統廃合を利用者に極力ご不便をかけないよう留意しつつ一層推し進めるほか、効率的・効果的な運用を徹底し、費用を削減することとしました。常時同時配信・見逃し番組配信については、2.5%の費用上限に収まるよう、常時同時配信のサービス提供時間等を限定するなど、実施内容・規模を見直した上で、2020年4月から開始することを実施計画で明記することとしました。なお、認証の確実な実施のため、試行的に2019年度内に実施したいこと、利活用の状況なども踏まえて、その後段階的に拡充することを記しています。2.5%とは別枠で管理したいとしていた国際インターネット活用業務については、公正競争確保の観点から市場の競争を阻害する業務とはならないが、既存業務の費用の見直しを行い、必要な取り組みを効率的・効果的に実施することとしました。その上で、今後も訪日・在留外国人の増加が見込まれることに鑑み、2020年度の国際インターネット活用業務のうち、災害時などの情報提供にも有用な多言語対応の推進について、今後新規に行う業務の円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮が可能となるような取扱いが必要と考えたと記しました。同じく別枠

で管理したいとしていたユニバーサルサービスについては、視覚・聴覚障害者や高齢者、訪日・在留外国人等が、協会の放送番組を享受できるようにするものであり、公益性の観点から積極的な実施が求められるものと考えます。2020年度に実施する業務は、オリンピック・パラリンピック東京大会におけるロボット音声実況・字幕等の付与が主であることから、オリンピック・パラリンピックの取り組みにかかる費用として支出するよう整理し直すことにしました。2020年度に必要なユニバーサルサービスの費用は、別枠での管理が認められる、「オリンピック・パラリンピック経費」に計上することにしたいと思います。費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについては、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指すとしてしました。

続いて、「有料業務と見逃し番組配信に関する考え方」についてです。

まず、受信料財源業務として見逃し番組配信を実施する意義についてまとめています。コンテンツへの接触の在り方の多様化、タイムシフト視聴の拡大、動画配信サービスの浸透などの視聴環境変化に言及した上で、NHKオンデマンドが始まった2008年時点では、このような環境になかった経緯に触れつつ、受益者負担で提供することとなったとし、現在は、民放でも1週間程度の見逃し番組配信を利用者負担なしで提供するサービスが定着していることなどの環境変化について整理しました。こうした中で、受信料を財源として、1週間程度の見逃し番組配信を放送と一体のものとして利用できるようにすることが、受信料の価値を一層高めること、放送の補完として視聴者のニーズがあることは、2017年度に実施した試験的提供の結果でも確認されたこと、および放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめでも「一定の合理性がある」とされたことなどを記しました。一方、NHKオンデマンドサービスは、受信料を財源とする見逃し番組配信によって放送と一体のものとして提供する範囲を超える番組をNHKの豊富な映像資産であるアーカイブスを享受していただくサービスとして、視聴者の求めに応じて有料で提供するサービスと位置付け、これまでの「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」を一つに統合して提供し、より魅力的なサービスとして利便性の向上を図ること等を記しました。NHKオンデマンドの収支については、受信料財源で新たに見逃し番組配信を実施することに

より、契約者が減って収入は減少すると見込んでいます。その一方で、収入と連動する形で支払う変動的費用が減ることや、受信料による見逃し番組配信とNHKオンデマンドの業務を共通化し、効率化することで支出を抑制することが可能になります。提供する過去番組の本数の大幅拡大など、利用者を増やす取り組みによって、中期の収支改善を目指すとしました。そして、毎年度、収支等を検証し、所要のサービス・運用体制の在り方などの見直しを行うことを実施基準案に明記するとしました。

続いて、「検証体制の整備」についてです。

インターネット活用業務審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」）の委員の選任にあたって、現在も、市場競争の評価等に必要な知見を有する、中立的な者を選定していますが、あらためて、その旨を実施基準案に明記することとしました。インターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見や苦情については、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応することとしていますが、加えて、審査・評価委員会が必要に応じて、競合事業者等に意見を聞くことができるよう、実施基準案に新たに記載することとしました。理解増進情報については、2020年度中に、NHKが、インターネット活用業務の適切性の観点から、競合事業者等の意見を聞き、審査・評価委員会に報告することとしました。また、個々の番組や理解増進情報の提供について、年1回、その必要性や有効性を点検した上で結果を公表し、審査・評価委員会に報告することについて触れるとともに、翌年度の実施計画の策定の検討に活用することなどを記しました。

最後に、「業務を通じて得られた知見の共有」についてです。

これまでも、試験的提供の際に、民放と知見の共有を進めてきましたが、改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、可能な限りの知見の共有ができるよう検討を進めると記しました。

検討結果の説明は以上です。本件が決定されれば、12月8日までに総務省に提出します。

（会 長） 真摯に検討を重ねてきた内容です。ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年12月24日

会 長 上 田 良 一